

平成十一年には東海村でジエー・シー・オーの臨界事故がありました。さらに、これに追い打ちをかけるように平成十五年一月に名古屋高裁の「もんじゅ」訴訟で、まことに奇怪きわまりない判決でもって国が敗訴するということになりました。言つて國が敗訴するということになりました。しかししながら、先ほど申し上げましたように、昨年来、非常に明るい出来事が幾つもありまして、こういつた事態を踏まえて、これから積極的に、しかしながら慎重に、核燃料サイクルの推進に向けた大いなる努力をまたふんどしを締め直して始めなきやいけない時期に差しかかっておるというふうに考えます。

そういうた今の局面に当たりまして、政府としてもより一層核燃料サイクルの確立に向けた取り組みを強化していくことが期待されているというふうに考えますけれども、まず初めに、核燃料サイクル推進に向けた経済産業大臣の御決意のほどを承りたいと思います。

○中川国務大臣 おはようございます。
今、森委員から御指摘のように、日本はエネルギーを自前で確保できないという状況にある中で、核燃料サイクルあるいは原子力エネルギーといふもの的安全に、有効的に確保するということは、極めて大事なことだろうというふうに思つております。

安全ということが大前提でござりますけれども、今、森委員御指摘のよう、先月の判決をきつと重く受けとめて、その上でこれからもきちつとやつていくことが日本のエネルギー政策の上で極めて大事だというふうに考えております。○森(英)委員 ただいま大臣から、核燃料サイクル推進路線を安全に重点を置きつつしっかりと向きに進めていくという大変力強い御答弁をいたしましたして、まことに結構だと思ひます。

そこで、核燃料サイクルを進めていく上で非常

に不可欠な施設というか、これは使用済み燃料の中間貯蔵施設というのがどうしても必要になるわけですね。二〇〇五年ごろまでに三基から六基の中間貯蔵施設が必要であるということでございますが、そのとくには、中間貯蔵された後の使用済み燃料の中間貯蔵施設の立地の現状について教えていただきたく思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたとおり、原子力委員会長期計画策定会議によります「核燃料サイクル政策についての中間取りまとめ」の全量再処理シナリオにおきましては、二〇〇五年度ごろまでに五千トン規模の中間貯蔵施設が順次三ないし六カ所必要というふうにされておりま

す。この中間貯蔵施設の整備に向けました第一歩といたしまして、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社が、青森県むつ市への中間貯蔵施設の立地を計画しているところでございます。現在、青森県及びむつ市が同施設立地の可否に関する検討を進めているところと承知をいたしております。

経済産業省いたしましても、今後必要となるます中間貯蔵施設の円滑な立地が確保されますよう、施設の必要性などにつきまして国民の皆様にわかりやすく御説明し、国民の皆様や立地地域の理解を得るために広聴・広報活動等に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○森(英)委員 今長官からお話をありましたとおり、やはりこういった核燃料サイクルを推進する上で、国民、なかなか地元の理解と支持というものが不可欠であるというふうに考えております。私ごとになりますけれども、私は自由民主党の中で原子燃料サイクル特別委員長という役を務めおりまして、そういう立場上、いろいろな地元からの声を耳にするわけでござりますけれども、その意味も込めまして、若干、幾つか

懸念される点について御質問をいたしたいと思います。中間貯蔵施設については、中間貯蔵された後の燃料サイクル政策に関する中間取りまとめによりますと、全量再処理のケースだといたしますと、設が必要であるということでございますが、そのとくには、中間貯蔵された後の使用済み燃料の行き先がなく、中間貯蔵ではなく中間貯蔵施設の立地の現状について教えていただきたく思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

中間貯蔵された後の使用済み燃料は一体どのように取り扱うのか、その計画について教えていた

うに取り扱うのか、その計画について教えていた

れども、その方針を実現するためには、六ヶ所村の再処理工場だけじゃ足りないわけでありまして、第二再処理工場の建設が不可欠であるというふうに思います。

しかしながら、その具体的な建設計画がまだあります。中間貯蔵施設については、中間貯蔵された後の燃料サイクル政策に関する中間取りまとめにおいては、現行の長計にて、中間貯蔵施設の立地を円滑に進めていくためには、中間貯蔵された後の使用済み燃料の取り扱いをこの際明確にしていくことが肝要であるというふうに考えます。

ただいま先生から御指摘がございましたとおり、原子力委員会長期計画策定会議によります「核燃料サイクル政策についての中間取りまとめ」の全量再処理シナリオにおきましては、二〇〇五年度ごろまでに五千トン規模の中間貯蔵施設が順次三ないし六カ所必要というふうにされておりまして、この中間貯蔵施設の立地の現状について教えていただきたく思います。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

中間貯蔵された後の使用済み燃料は一体どのように取り扱うのか、その計画について教えていた

うに取り扱うのか、その計画について教えていた

の再処理工場だけじゃ足りないわけでありまして、第二再処理工場の建設が不可欠であるというふうに思います。

しかしながら、その具体的な建設計画がまだあります。中間貯蔵された後の燃料サイクル政策に関する中間取りまとめにおいては、現行の長計にて、中間貯蔵された後の使用済み燃料の処理に必要な施設の建設・操業が六ヶ所再処理工場の運転実績・高速増殖炉及び再処理工場の運転実績等を基本方針とする」という取りまとめが行われたところでございます。

その中で、「当面は、利用可能になる再処理工場の範囲で、これは六ヶ所再処理工場のことです」というふうな印象を受けるわけでございます。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

中間貯蔵された後の使用済み燃料は一体どのように取り扱うのか、その計画について教えていた

うに取り扱うのか、その計画について教えていた

をより密接にするために、私がこういうことを言

うとまざいかもしないですけれども、ぜひ大畠

委員、これはやつてくださいよ、お願いします。

○大畠委員 大臣からも積極的な、久しぶりと

言つてはなんありますが、日本国の大臣として

の姿勢が示されまして、それは歓迎するところで

あります。

○大畠委員 今回、通称省エネ法というんでしょ

うか、エネルギーの使用の合理化に関する法律案

をこれだけみんなで論議をして、ネクタイも外し

て室温を二十八度まで、私だけがしていますが、

私は何かそちら辺がちぐはぐになつていてるんじや

ないかなと。日本でこれだけみんなで努力をして

いる中で、アメリカという国、軍事的にも経済的

にも大変大きな国だし、世界のリーダーを自負し

ているんだと思うんですが、まさに環境問題でも、

ほかの国がこういうふうな努力をしているんだつ

たらアメリカも当然やるべきだし、ましてやアメ

リカから日本に対してもだけきめ細かに、郵便

事業まで入っているんですから。

これは昨年の十月十四日の要望書の内容です

が、「本年の要望書において米国は、日本郵政公

社の民営化計画が進んでることを受け、勢いを

増している日本における民営化の動きに特段の関

心を寄せた。これに関して、日本経済に最大限の

経済効果をもたらすためには、日本郵政公社の民

営化は意欲的且つ市場原理に基づくべきだという

原則が米国の提言の柱となっている」と、ここ

まで強く郵政事業の民営化をアメリカが求めてい

るんですね。

○逢沢副大臣 映画までつくるアメリカが、京都議定書の問

題について何ら動かない。経済の足を縛るようなも

のであるという経済界からの反対で動かないよう

あります。私は、中川大臣からもお話をあり

ましたように、日本国政府からも、公式のそういう

意見であります。前もアーミティージさんなど話をしたけ

ども、はつきり言わないと彼らは理解しないんで

すよ。前もアーミティージさんなど話をしたけ

ども、どんどん環境対策をやつしていくことがアメ

リカにとってもプラスになるんじゃないですかと

いうことを常に申し上げております。

○逢沢副大臣 そこで確認でございますけれども、今ここで議

論させていただいております日米規制改革イニシ

アチブ、この規制改革という範疇の中に、温暖化

防止、京都議定書批准についてというテーマを取

り込むことができるか。お互いが持つていてる規制

について指摘をし合う、方向としてはその規制を

緩和する、撤廃する、そういう議論をこのイニシ

アチブの中ではやつていてるということの理解の中

ここまで言わねながら、肝心の京都議定書、世

界的に、「デイ・アフター・トゥモロー」という

映画までつくるアメリカが、京都議定書の問題に

いつたってアメリカが一番多くの排出量を出して

いるわけありますので、去年十月の日米外相会

談、町村さんがワシントンに行かれましたけれど

も、温暖化対策の実効性を確保する上では、何と

いつたってアメリカが一番多くの排出量を出して

いるわけあります。付言をいたしておきたいと思

います。

○逢沢副大臣 そこで確認でございますけれども、今ここで議

論させていただいております日米規制改革イニシ

アチブ、この規制改革という範疇の中に、温暖化

防止、京都議定書批准についてというテーマを取

り込むことができるか。お互いが持つていてる規制

について指摘をし合う、方向としてはその規制を

緩和する、撤廃する、そういう議論をこのイニシ

アチブの中ではやつていてるということの理解の中

に温度化防止というものを取り込めるか、果たし

てそれは米国の規制というものなのかという議論

がやはり必要になつてくるんだろうと思います。

○逢沢副大臣 そういう観点から、今までには、先ほど申し上げ

たわけですが、大畠議員からそういった強

い御指摘がござります。この規制改革イニシアチ

ブの中に取り込むことが適當かどうか、もし仮に

そうでないとすれば、別のテーブルを設けるとい

うことも場合によつては考えなきやならぬかとい

うふうに思うわけでありますが、いずれにしても、

米国をこの京都議定書に戻らせる、そういう引き

続の努力は大変重要なことでありますので、積

極的に取り組んでもまいりたい、そのように存じま

ります。

○逢沢副大臣 ついで、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

けれども、この日米問題あるいは沖縄の軍事問題に

ついても、大畠さん、そんな考え方があるんだつた

きな影響を与えてるんじゃないですか。私はそ

れは御認識が違うと思うんですね。

大臣、今、副大臣は、京都議定書というのは日

本は最も多くのCO₂を排出している国であります

ので、その米国が積極的に行動するということ

は、まさしく最も大切な課題であることは言をま

だないわけあります。

○中川国務大臣 私は大畠委員と同じ考え方です。

経済と環境は両立するというのが小泉内閣の基本

方針でございます。ですから、経済の発展それか

ら環境のプラス面は両立するというふうに思つて

おりますので、そういう意味で、私ははつきりア

メリカの政府の人間にも申し上げております。

○大畠委員 だからそういう議論をやつしていくことがアメ

リカにとってもプラスになるんじゃないですかと

いうことを常に申し上げております。

○大畠委員 そこで、本題の話に戻りたいと考へるところであ

りますが、逢沢副大臣、ありがとうございます。

○大畠委員 それで、本題の話に戻りたいと考へるところであ

りますが、逢沢副大臣、ありがとうございます。

さて、時間の関係で幾つかの点をまとめて御質問させていただきます。

経済産業省に対し、昨日、浅岡参考人の御意見をお伺いしたんですが、この中に幾つか、そうだな、これはきちっとしなきゃいけないんじやないかなという点がございましたので、それをまとめてお伺いします。

一つは、対象外機器の業務用機器追加指定をするべきではないか、これはエアコンなどですね。それから、省エネラベルを、やはり一般住宅等にも対象として、消費者がこれは本当に省エネが進んだ住宅かどうかということも選択の中に入れられるようとした方がいいのではないか。それから、各対象機器にラベルの表示を義務づける、製品を買うときに、省エネに関してはどういう位置づけにあるんだろうかということを、価格だけではなく、消費者が選べるものにすべきじゃないか。それから、第一種エネルギー管理指定工場に関して、著しく不十分とは何か。いわゆる著しく不十分な場合にはという話があるんですが、この著しく不十分という表現では判断が明確ではない、明確に判断すべき基準を示すべきだという四つの指摘があつたわけですが、これに対して、経済産業省の現在の考え方をお伺いしたいと思うんです。

○小平政府参考人　お答えを申し上げます。

まず、業務用機器の件でございますけれども、省エネ法におきましては、トップランナー制度の対象機器といたしまして三つの要件がございます。我が国において大量に使用される機器であること、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機器であること、エネルギー効率の向上を図ることが特に必要な機器、この三つの要件を満たすものをトップランナー制度の対象といたしております。

したがいまして、用途によりまして対象を決めているということではございませんで、業務用機器のうち、この要件に当たるような、例えば複写機でございますとか電子計算機、変圧器、業務用エアコン等につきましては、トップランナー制度

の対象といたしているところでございます。

現在、トラック、バス、ルーター等、これも業務用でございますけれども、これにつきましても、それを対象に追加するということで検討を進めています。住宅につきましては後ほど国土交通省の方からお答えがあるかと思いますけれども、製品につ

ども、実際の運用に当たりましては、それぞれの事業者からの定期報告の中での実績を踏まえながら入検査を行うというようなことも踏まえまして、事業者の置かれた状況についてのヒアリングというようなことも行いながら、著しく不十分に当たるかどうかということについての判断を適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

○山本政府参考人　個別具体的な住宅について、省エネの性能がどういうふうになつてあるかということが消費者の皆様にきちんとわかるようにすべきだ、そのことが省エネを具体に進めるために大事であるという御指摘でございます。

実は、住宅の品質につきましては、省エネだけでなく、耐久性とか耐震性とか、そういう品質が消費者の皆様にしっかりとわかるようにするとい

うことなどが大事でございますので、五年前、住宅の品質確保の促進等に関する法律を制定していただきまして、その中で、省エネ性能を含む住宅の性能についてきちんと表示する制度を導入いたしました。

この住宅性能表示制度では、省エネルギー対策等級につきまして、省エネ法の現行基準でござります平成十一年度基準、これを最高等級の等級四、それから平成四年基準相当を等級三、昭和五十五年基準相当を等級二、省エネ対策を行っていないものの等級一と表示することにしておりまして、個々の住宅に関する具体的な省エネ性能情報を購入者の方々にわかりやすく提供する役割を果たしております。これは導入して五年でござりますけれども、年々御利用が拡大しておりますので、この普及を通じて御指摘がありました問題意識にこたえていきたいというふうに考えております。

○大畠委員　そこら辺はそれぞれ、不明なところはきちっとしていかなければなりませんし、効果的なものはどんどんやるということで、ぜひ対応していただきたいということを申し上げたいと思

います。

それから、第三のお尋ねでございます著しく不十分というところについて、より明確な判断基準を示すべきではないかという御指摘がございました。

そこで、販売店、販売事業者に対しても情報の提供を

お願いする、こういうことになつておりますけれども、具体的な表示の手法につきましては、省エネラベルの活用も含めまして、審議会等を通じて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、第三のお尋ねでございます著しく不十分というところについて、より明確な判断基準を示すべきではないかという御指摘がございました。

そこで、販売店、販売事業者に対しても情報の提供を

お願いする、こういうことになつておりますけれども、具体的な表示の手法につきましては、省エネラベルの活用も含めまして、審議会等を通じて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、第三のお尋ねでございます著しく不十分というところについて、より明確な判断基準を示すべきではないかという御指摘がございました。

上げたいと思います。

例えば、先日、質問するに当たっていろいろお話を伺いますと、いわゆる自動販売機、温かいもの、冷たいものがまとまつた自動販売機で大体四百五十キロワット使っておるんですってね、全国で十年前が三百万キロワットということで、原子力発電所三基分と言つていたんですが、百万キロ

發電所三基分と言つてました。こことのころも、確かに自由競争はあるんですけど、何らかの規制といいますか、これだけみんな暑い思いしているんだけれども我慢して、委員長もネクタイをとつておられますか、そういうふうにやろうというときに、片方では自由にいろいろ工夫をしているようですが、消費者が求めているからと

えてしまつて、四百万キロワット。このこと

ころも、確かに自由競争はあるんですけど、何ら

てほしいというので、暑いときには一斉に夕方水まきをしようということをやつているNPOの団体もおられますし、やはり降った水は地下に戻す、そういう工夫も必要だと思いますし、さまざまな工夫をもつとすべきじやないかという御意見を賜っております。

○迎政府参考人 では、私の方からは、コンビニエンスストアの配送システムに関してお答え申上げます。

この件、経済産業省並びに国土交通省の方で、できる範囲内で現在の取り組みについてお話をいただければと思います。

て、この本の作者の名前は忘れましたけれども、私もなるほどなと思って調べてみたんです。イニシアチブという言葉は協議ではない、意訳だと。つまり、日米構造協議にイニシアチブという言葉が出てくるけれども、アメリカから見れば主導権でありまして、これはどう考へても協議という日本語には訳せない。

とは、私も非常に同感できる部分が多いと思いま
す。

まず、アメリカが日本に対していろいろクレ
ムをつけてきていることについては、全部とは言
いませんけれども、一部、ちょっとと言い過ぎじや
ないかということは私も率直に思います。

だからこそ、日本も言えばいいんです。戦略的
パートナーシップ、日米同盟ということですから
お互いに言えばいいので、だから、言われてこめ
んなさいと言うだけじゃダメなんで、お互いに
言ってパートナーシップをきちっと構築していく
ばいいんだろうと思っております。そういう意味で、
本音で話し合いができるような日米関係をこ
れから構築していくふうに思つております。

ませんけれども、やはり国益ということを考えても、また国会の中でも議論をし、またそれぞれがいろいろ考えを出し合いながら国家の發展のために、尽くしていきたい、そんなふうに思うわけでござります。

ちょっと前置きが長くなってしまいましてけわども、広い意味でのお話をから、この法律に出てきます非常に具体的な幾つかの法の問題点についても、マクロ、ミクロで、こういう言い方がいいのかわかりませんけれども、ちょっと質問していいかと思うんです。

一般、この委員会でも始まる前に行きました会開催中の愛・地球博、愛知万博なんですかれどもこれも環境というテーマで開かれています。今口まで、一応目標人員一千五百万人の集客を見込んでいるところが、大体予定どおりしているんですね。どうか、今のところの評価をちょっと伺いたいと思います。

それともう一つ、これは今から言うのもなんですが、九月にこの愛知万博が閉幕をいたしますが、今年度中に当該収入、そぞろに大きな赤字も見込

ムだとか、あるいは自衛隊の講堂や酒保になつて、売り却されているんですね。中には、老人ホー
ムが、あるいは幼稚園になつて、いるところもあるんですね。これはなかなかおもしろいなと。ちょっととこれは、ざつと調べたんですが、中には、西武鉄道が引き取つて埼玉県所沢市のユネスコ村の一部にマレー
シア館がなつて、いるとか。
例えば、この愛知万博が、愛・地球博が終わつて、当然これをばらして撤去するには大変なゴス
トがかかると思うんですけれども、環境をテーマにして、いるということ、で、いつたら、できるだけこ
れを廃材としないで、できるだけコストをかけないで、やはり同じような手法を使つてできれば売
却すべきじやないかなと思うんですけれども、そ
の辺については何かお考えはあるですか、ある
いはそんな申し出かなんかは出て、きていますか。
○迎政府参考人　まず、来客数の方でございます
けれども、三月二十五日に開幕しまして、全体で
九月二十五日まで百八十五日間にわたつて開催さ
れるわけですけれども、ちょうどおととい、開幕
八十一日目で来場目標者数の千五百万人の半分の
七百五十万人を超えるというふうなことで、たく
さんのお客様が来て、いたいでおるわけでござい
ます。今後とも引き続き、来場者の視点から運営
を図つて、多くの方に来て満足いただけるよう努
めてまいりたいと思っております。

努めてまいりたいと思っております。
それから、万博閉幕後のパビリオンの取り扱い
につきましては、自治体ですとかそういったところ
からの移設希望を踏まえながら、今後博覧会協
会を中心に検討し、決定していくこととしており
ます。

のかどうなのが、これを協議と訳していることが果たして適切なのかどうなのがということについては、ぜひ大臣もどこかでまた研究されて、その辺はまたいすれの日につきこの委員会でも質疑の中でお答えをいただきたい。

今もしお答えをいただければありがたいですが、これは大臣としての、アメリカとの関係について今どうお考えなのかということと突き合わせて、冒頭ちょっとできればお答えをいただきたいんです。今の感想で結構ござりますし、日ごろ大臣としてお考えになつていらっしゃることを、日本国経済産業大臣として、アメリカとの関係、歴史的ないきさつ、あるいは私が指摘したような点につきましてどのようにお考えになつていてるか。最初大分時間を食いましたけれども、もしお答えをお述べいただければと思ひます。

〔委員長退席、高木（陽）委員長代理着席〕

○中川國務大臣 渡辺委員のおっしゃつてあること

○渡辺（周）委員 お考えはほほ同じだと思ひます。日本政治家である限りは、我が国の国益、いうことをまず考えて、アメリカという最大の同盟国ではありますけれども、やはり、我が国の大學生たる毅然とした姿勢を持つて、我が国社会構造や日本の市場といふもの、もつとさかのほれば文化や歴史といふものを守りながら、できるもの、できないものについてのはつきりと明確に意思表示をするというようなことは、これは今後、余りお示すを

「つまり、これは大阪万博のときの一日本万国博覽会公式記録」というところからちょっととり出しまして、大阪万博の例えば展示館の寄贈とかも売却というのが一覧表になつておりますが、それは昭和四十六年の話でございますので、私が十歳ぐらいのときですから、もうかれこれ三十数年前でござります。

例えば、ここにありますのは、オーストラリア館といふのは三重県に引き取られた。ブルガリア館といふのはアルガリアのソフィア市に持つて、かれました。まあ返しました。中には、びっくりするのは、エルサルバドル館とかコスタリカ館というの、実は、私も知らなかつたんですが、熱岡県内にあります料理屋の休憩所として寄贈さ

努めてまいりたいと思つております。それから、万博閉幕後のパビリオンの取り扱いにつきましては、自治体ですとかそういうところからの移設希望を踏まえながら、今後博覧会協会を中心に検討し、決定していくこととしております。

その際、先生御指摘のように、本博覧会の理念、成果を将来に継承していくという観点から、パビリオンが各地域において有効に活用されるというふうなことは有意義なことだと考えております。また、パビリオンのまま移設が困難とかいうふうなものにつきましても、環境負荷の低減といった本博覧会の理念に沿いまして、極力、部材のリサイクルですとか、こういったものも図ることが必

要であろうと思つております。

当省といたしましても、協会を適切に指導いたしまして、こういったことが実現するよう努力をしてまいりたいと思つております。

○渡辺(周)委員 昨日担当の方にちょっと聞きましたら、やはり私と同じ年代ですから、当然そこにはまだ役所にもいなかつたわけで、どちらか

というと観客の一人として行かれた方、お若い方ばかりですから、当時のことはわからぬと思い

ます。

例えばこういうものが、今お話のあつた自治体から、希望の方には売却をする、それをどういう形で応募するのかというのはまたこれから検討されるのかもしれません。寄贈されるということももちろんあると思うんですけれども、さつき申し上げたように、私は、このパビリオン、せっかくですからできるだけ売却して、この建設にかかる費用あるいは運営にかかる費用を少しでもコスト回収できるようやるべきだと思います。

大体、どこの自治体も姉妹都市で、例えばそれがイタリアであつたりあるいは韓国のどこかであつたりと、姉妹都市なんかを結んでいるのですから、そういうところに、例えばゆかりのあるところから手を挙げて、姉妹都市としてそこの、要はそのどこの国のパビリオンを持ってくるといふ、地域活性化の中で位置づけられるのであれば理由のあるところに優先的に売却をしてあげるとか、何かそういうこともぜひしていただきたいなと思うんです。

これは先の話ですけれども、もしそうなった場合に、どういう窓口をつくって、それからどういう基準で、あるいは売却するとしたらどういう算定根拠で判断するのか。その辺についてはどうなんですか、今からちょっとお考えになつておいた方がいいと思うんですけれども、何かもし大臣、どちらでも結構でござります。

○迎政府参考人 実際のところ、例えばトロッカサツキとメイの家なんというのは、もう幾つもの自治体からぜひ自分のところにというふうなお声

も上がつておるわけでございますけれども、これ

をどういう形の費用負担でどういう選定手順でと

いうのは、今実施している最中でございまして、

協会の方もむしろ運営に全力を擧げているところ

ですので、今後、そこいら辺のところも適正な方

法を検討して決定していくふうに考えておるところでございます。

○渡辺(周)委員 国家の大きなイベントとしてやりました、多額の費用をかけて始められたこの

愛・地球博でござりますので、いついつまでも残るよう、いろいろな形でモニュメントとして、いろいろなどころでこれを終わつた後も活用されるように、ぜひ知恵を絞つて、有効利用されるよういろいろ御検討いただければな」ということをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、この法律の中身についてでございますけれども、今回の改正によって、新たに運輸部門がつけ加えられました。そしてさらには、製造業に関する、いわゆる指定工場もおよそ一萬か

ら一万三千になる。あるいは、住宅、これまでの新築から、今度は修繕、リフォームということも含めて対象になるんだということが法の柱でござりますけれども、私は、一つここでお尋ねしたいのは、先ほどの大畠委員の質問にも若干触れられておりましたけれども、車の分野ですね。特に、車

で、いろいろな統計の数字を見ますと、残念ながらなかなか効果があらわれていないのではないかということで、この数年の予算をずっと見させていただきました。

ここで、これは大変すばらしいな、これが普及しないかななどいうふうに思つているのが、いわゆる省エネ型の車の普及なんですが、それでも、その中で、今、アイドリングストップ装置といふのが既に備えつけられている車については補助があるわけございますけれども、通常車両との価格差の一部を補助するということで導入を図っているところで、平成十六年度は三億円の予算がついております。ところが、平成十七年

度、今年度は、六分の一〇・五億円、五千萬円。

自動車燃料消費率効率改善システム導入促進事業、価格差の一部を補助することによつて導入をふや

そうといふこの施策が、実は昨年度に比べますと三億円から六分の一〇の五千万円になつてゐるんで

すけれども、これは非常に私は納得いかないんで

すが、これはどういうことで予算が減額されたのか。つまり、普及しないのかというふうな認識を

持つんですね。

もちろん、これだけ言うのではなくて、アイドリングストップ普及推進事業ということについては、二・五億円から三・四億円、九千万円ほど予算がふえてるんですけど、アイドリングストップ車の試乗会、アイドリングストップに関する広報活動等を実施するとともに、ITを活用した燃費データの活用等エコドライブの促進を図る。つまり、普及事業の方は、二・五億円から三・四億円に予算が増額されておりました。実際、これは、導入を促進しようと、いう補助金については三億円が五千万円に減額されているんですけども、この辺の理由と、普及しないというのはなぜかということについてお答えいただけますでしょうか。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

私もといたしましても、今先生の御指摘ございましたように、アイドリングストップ装置を備えた自動車は、普通の車に比べまして五ないし一〇%の燃費改善効果があるということで、力を入れておるところでござりますけれども、ただいま御指摘がございました点につきましてお答えを申し上げますと、一つは、通常の車に比べまして差額の半分を補助するという仕組みでございまして、大体一件当たりの金額からまいりますと三ないし五万円の補助ということになるわけございます。

実際に本年度予算が減つております一つの理由は、P.R不足ということともかなりあるかと思いまして、大体一件当たりの金額からまいりますと三ないし五万円の補助ということになるわけございます。

いう状況がございまして、その使われなかつた予算につきましては本年度に繰り越しをいたしておりますので、本年度予算は、先ほど御指摘がございましたとおり五千万円ということでございます。

けれども、実際に使います予算額はこれよりもかなり大きいということになつておるわけでござります。

いずれにいたしましても、広報費をふやしてお

ります一つの理由は、やはりこれについての周知がなかなか図られない、したがつて希望される方が少ないなどいうこともあるかということで、その周知徹底を図るところで、本年度につきましては広報のための予算をふやしておりますけれども、状況をよく見ながら、このアイドリングストップ車の普及といふことが本来の目的でございますので、それに合うように、予算も随時見直しながら適切に執行してまいりたいということになります。

〔高木(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

○渡辺(周)委員 たまたま、これはことしの二月の新聞に出たんですけども、経済産業省の外郭団体省エネルギーセンターというところが、二〇〇二年の夏に、北海道の宗谷岬から鹿児島県の佐多岬まで三千七百キロを三週間かけて、アイドリングストップ車とノーマル車で日本縦断のテストをしました。その結果、都市間では、停車時間が少ないと、ために、アイドリングストップ時間七・九%、燃料削減率もノーマル車の三・四%にとどまつたものの、都市部では、アイドリングストップ時間が二五・九%，燃料も一三・四%の削減率になつたというようなことが紹介されました。

これは二〇〇二年の夏ですから、もう三年前ですね。随分昔から取り組んで、こういうデータが出て、せつかくこんなことまでして、各メーカーが、少々割高でありますけれども今アイドリングストップの車を開発している。

しかし、残念ながら、今知られていないということはあるんですけども、これは御提案なんですが、新車を購入する場合は、これは補助金が

出るわけですね、差額に対しの補助金が出る。今おっしゃった五万円から三万円ぐらいの、いわゆる差額の二分の一が補助金として出るんです。が、今、実は民間の中では、いわゆる後づけとしで、新車にそもそも組み込まれているものではなくて、後から現在使われている自動車に対して後づけという形でできるんだということはもう随分開発されていますけれども、既にその辺について省エネルギーセンターの方で何か実証されているというような話なんですけれども、それはそういうことで理解していいのかどうか。

それともう一つは、大体値段からすると二万円から二万五千円ぐらいの価格帯で、後づけでこのアイドリングストップの装置を、ファシリティーを要はくつつけられる。ある意味では、普通の乗用車のカーナビを購入するような感覚で、例えばそういうところが手軽に既存の、今自分の乗つている車に合えばそれがつけられるのならば、私は大分普及するんじやないかと思うんです。つまり、新車を買う、あるいは新車に切りかえるというタイミングを見計らってなかなか普及しないよりは、今民間でもう既に進められて実証されているこの後づけのアイドリングストップの機能、これをやはり補助の対象にすべきではないのかなと思なっているんでしょう。

○小平政府参考人 ただいまお話をございました

後づけアイドリングストップ装置でございますけれども、従来は、スターに劣化という影響が出るのではないかという懸念がございまして、補助対象にしていかなかったところでござりますけれども、その後検討の結果、その懸念の解消のめどがつきつござりますので、後づけアイドリングストップ装置につきましても補助対象とするといふことで現在検討しているところでございます。

○渡辺(周)委員 今前向きな答弁をいただきまし

て、いろいろな車種もありますからいろいろな種

類が出てくるんだと思いますけれども、例えば、つけることによって懸念されるようなことはないということで、それはもう実証されたんですね。それをもう一回確認したいと思います。

それと、今検討されているということですけれども、それは早ければ新年度からでも、当然新車購入ではなくて後づけのものも、つまり、いわゆる装置を購入するということについても補助する対象として考えているということをいいんでしようか。その確認です。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

懸念については、ないことが実証された

ということをございます。

それから来年度から対象にするということで、

これにつきましては、後づけでござりますので、

ユーチャーの方々がお買いになる場合に補助の対象

にするということで検討したいというように思つております。

○渡辺(周)委員 予想したよりも大変明確に前向

きな答弁をいたしましたので、ぜひ、この普及

が伸び悩んでいる中で、やはりいかに一般的にそ

ういうものが今もう当たり前なんだということを

醸成していくことはもちろん必要なことですね。

これは、例えば電力会社なんかが検針なんかに

あつたらこれは十万円も年間浮くじゃないか、そ

れだつたら十年やつたら百万円の節約になる。例

えばそんなことを、ある程度私は金額に換算して、

やはりある意味では啓発をしていかないと、なか

なかこれはイメージとしてわからないんです。

運輸部門におきます実効ある省エネ計画を策定できるよう、どういう形で国土交通省は考えて

す。 いるかというお尋ねでござります。
先生御指摘のとおり、運輸分野は我が国のエネ
ルギー使用量の約二割を占めるという分野でござ
いまして、この運輸分野におきます省エネ対策の
推進ということは、地球温暖化対策の上からも極
めて重要な課題であると私ども認識してございま

このため、今回の改正において新たに運輸分野を省エネ法の規制の対象として、エネルギーの使用量の多い大手輸送の事業者に対しまして省エネ計画の策定の義務を課すこととしております。

ましては、まず、どのような省エネ措置をとるべきかについて定めた判断基準を国が作成して示し、各輸送事業者においては、この判断基準を踏まえながら、みずから実態を勘案し、実効性のある措置を省エネ計画に盛り込み、提出するとい

うことになつてござります。
具体的には、判断基準について、例えば、低燃費車の導入でございますとか、デジタル式の運行記録計を活用したエコドライブの推進、共同輸送の実施による積載効率の向上などを規定することを予定しておりますが、具体的な判断基準の策定に当たりましては、各輸送事業者において実効性の上がるような省エネ計画を策定できるよう、関係審議会、これは経済産業省ともよく話を進めながら、意見も聞きながら検討してまいりたいと存えております。
また、省エネ法の施行に当たりましては、輸送事業者を対象といたしました説明会を開催するなど、今回の法改正について十分な周知徹底を図ることともに、各輸送事業者におきます具体的な省エネ計画の作成に役立つようなマニュアルづくりにつきましても、検討してまいりたいと考えております。

各輸送事業者において作成いたします省エネ計画
が実効あるものとなるよう努力してまいりたいと

○渡辺(周)委員 今、輸送業界に対しても、いろいろな形で説明会を開いたり、いわゆる低燃費車の導入の補助でありますとか、先ほど申し上げたような、いろいろな省エネ計画については手伝うと。

ただ問題は、私が指摘したのは、その側だけでは実効性が上がらないですね、当然、相手方、荷主の方がいて、そこにいわゆる契約関係があるわけでございますから、そことのバランスをとつて、双方が納得する形でやっていく上においては、こ

そこには何らかの形で同じ認識を持つてもらうといふことについてはどうされるんですかといふことをお尋ねしたんですけども、何か作戦會議をして、ぜひその点について補足いただけですか。

○小平政府参考人 お答えを申し上げます。

今、先生から御指摘がございましたとおり、運輸分野におきます省エネにつきましては、荷主が、具体的にはどのよ的な輸送方法をとるかというようなことも含めまして、かなり決定権を持つていろいろなことでござりますので、先ほど国土交通

省からもお答えございましたように、まずは、政府におきましては、私どもと国土交通省が協力連携をして対策をとることでございます。荷主につきましては、今回の省エネ法におきまして、各事業者、対象となります事業者から省エネについての計画を出していただく、それにより

まして省エネを進めていただくということと、この結果といったしまして、例えば荷主においては、省エネ責任者の設置に伴います社内体制の整備でござりますとか、モーダルシフトの推進、それから自社のトラックから営業用トラックへの転換など、いろいろなことで幅広く省エネ対策を進めていただくということで、国土交通省と連携をしながら、荷主と輸送事業者が協力して省エネに取り組んでいくよう、法律の適正な運用に努めてまいりた

いというように考えております。○渡辺(周)委員 時間が参ります。

○河上委員長 午後零時五分から委員会を再開す
用意した質問が全部できませんで、環境省の方
には大変に失礼いたしました。終わります。
すけれども、何か納得しない答弁でございまして、
ぜひその点については、これからまた質疑を深め
ていきたいと思います。

午後零時九分開議	午前十時四十一分休憩
木曜日	水曜日

質疑を続行いたします。吉井英勝君。
○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございま
す。 私、まず最初に、来られていきなりであれだけ
す。

れども、大臣に基本的な考え方を伺っておきたいと思うんです。

いわば死活的な緊急の課題であるというふうに私は考えております。そこは多分大臣も同じ思いだと思いますが、京都議定書の目標達成というのを思うんですが、やはり議長国である日本の国際的責務では、やはり議長国である日本がこの目標達成にどうふうに思うわけです。

そういう国際的な約束を果たすという点で、温室効果ガス、中でもCO₂総排出量を規制するといふことが一つになりますし、それから、省資源、低エネルギーへの社会経済構造の転換、それから再生可能エネルギーの開発普及など、これは直接経済産業省にかかる分野でも特段の努力が大事だというふうに思つているわけです。

そこで、最初に大臣に伺つておきたいのは、エネルギー消費の八割以上を占める産業、運輸、事

業系で、原単位で減らしても総量でふえたら意味がないものですから、原単位を下げるのも大事なんですが、CO₂の総排出量の削減にかかるるエネルギー消費量の削減を具体的に今進めていくという特別の取り組み、努力というものが大事だと思いますので、最初に大臣の決意を伺っておき

たいと思うんです。

かなか難しい」というのが率直なところでございま
すけれども、ただ、今吉井議員御指摘のように、
八%プラスということでございますが、これは環
境に優しい、CO₂に優しい原発がうまく機能し
なかつた二〇〇三年のデータもございますので、

何としてもそういうことをクリアして六%マイナスということにしていく。これは産業あるいはまた輸入、それから事業用、家庭用の建物等々、みんなで努力していくべきやいけないのだろうといつづくに思っておりますので、國民一人一人の皆

さん方の御理解もいただきながら、何としてもこの目標達成に努力をしていき、またそのためにこの御審議いただいております省工不法を実効あるものにしていきたいというふうに考えておりま

は、家庭部門は一三%で、やはり産業、運輸、民生業務というところが大口ですから、大きいところで総排出量で抑えていくという、技術開発とかいろいろあるのに対して、基本はやはり総排出量で本当に抑えるのだという、このところを政府としてまずきちんと国際約束を果たすという決意を持つて、そこから具体的な話に入っていくことにようと思つうです。

たい決意のほどを聞いておきたいのです。

○中川国務大臣 産業用は、別にだからいいといふことでは決してございませんけれども、九〇年比でほとんど横ばい、若干微増でございますけれども、それに比べて運輸あるいはまた民生用がふえてるということでございます。だから、みんなでやはり努力をしていくと、いうことが大事で、一億二千六百万の国民が、例えば電気のオン、オフとか、あるいはまたコンセントをきつと外すとか、そういうことも含めてやつていくことが大事で、もちろん、吉井議員御指摘のように、大口の産業用、運輸を一生懸命やつしていくことも大事でございますけれども、みんなで省エネに一人一人取り組んでいくことが大事だということで、御趣旨は多分同じだろうというふうに理解しております。

○吉井委員 国民みんなで取り組む、それは努力は当然なんですが、家庭用は一三%なんですね。民生といつても民生業務部門が一五%で、ですか、産業、運輸、民生業務という大体九割を占めるところで、大どころで本当にそれをやらないうことは進まないということを言つておるわけですが、東京都の超高層ビルの認定状況、高さ百メートル以上ですが、どれぐらいの超高層ビルの棟数がふえているか、延べ床面積がふえているかというのを配せていただいておりますが、これは東京都の超高層ビルの認定状況、高さ百メートル以上ですが、どれぐらいの超高層ビルの棟数がふえているか、延べ床面積がふえているかといふのが一つです。それから、その左下に、東京都内の事務所ビルでのエネルギー消費量です。それから、右の方で東京都の大手町の気象庁の局の方の年平均気温の変化です。

棟数にして、三倍ぐらいと伸びてますね。その状況といふのは、私は、ヒートアイランド現象といふことを考えていく上でも、ここのことなどをまずきちっと認識して、そしてヒートアイランドといふことを示しておるところでございます。

うものの現象はどうして生まれてくるのかとか、それから先のことを考えていくのが大事だというふうに思つておるわけです。最初に、経産省と国土交通省と気象庁に、このデータについてこういう傾向にあるということをまず確認しておきたいと思います。

○山本政府参考人 東京都における百メートル以上の超高層建築物の新設状況でございますけれども、最初に……（吉井委員「傾向だけ答えていた」）大いたら、もう数字はわかつてますから」と呼ぶ）そうですか。基本的に増加傾向にあると言えます。

直近の五カ年間、観測しますと、年平均で十四棟、延べ床面積で百二十ヘクタールということでございます。二〇〇四年度までの累計で、トータルで二百二十棟、延べ床面積で二千一百ヘクタールとなつております。

○岩井政府参考人 東京都におきます事務所ビルのエネルギー使用量についてでございますけれども、東京都の調べによりますと、この事務所ビルにつきましては、延べ床面積の増加に伴いまして一貫して増加傾向にあるということでございまして、一九七〇年で五万三千八十七テラジュールであったものが二〇〇二年には十四万三百九十六テラジュールと一貫して増加をしておるという傾向にござります。

○長坂政府参考人 各地の気温を決める要素にはいろいろございまして、地球温暖化の問題、あるいは大気自身が変わる、温度の周期的な変化、それから今御議論になつていますヒートアイランド現象、こういったところが複雑に絡み合つておるところがございますが、大都市を除きまして日本の年平均気温は過去百年当たり一・〇度Cの上昇が記録されております。

一方、人口がおおむね百万以上の大都市におきましては、その年平均気温はこの百年当たりで一・五度C程度上昇しております。とりわけ東京におきましては、過去百年当たり三・〇度Cの大きな上昇を示しておるところでございます。

以上でございます。

○吉井委員 それで、地球が全体として温暖化といふのは、温室化しているというふうに思つたらいいかと思うんですが、超高層ビルの林立で気象条件が変わつてくる、風が吹かないで大気がよどむとか、いろいろな問題があわせて出てきております。

都市部で温度上昇、今お話しのとおりなんですが、言ってみれば排熱がふえるのですから、温度は上がるわ、気象条件が変わつてきて、大きな温室の中で部分的にさらにビニールハウスをつくるような、言つてみればビニールハウス効果とでもいうべき現象が生まれております。しかも、経済活動や生活のためのエネルギー使用、電力消費の集中によって熱の放出というのが大量で、ますます温度が上がるという悪循環に今陥つてしますね。

そこで、環境省の方に伺つておきますが、このヒートアイランド現象についての検討等を行われた報告書の中で、人工排熱、中でも建築物、ビルが五〇%，自動車が四〇%，工場に基づくものが一〇%という数字も挙げて、今ヒートアイランド現象がどういう原因でもつて深刻になつてきているのかというのを検討しておられます。原因とするところは、やはり都市の、裸の土地がどんどん消えて、そして超高層ビル等、気象条件も変えし、それ自身がエネルギーの放出源、熱の放出源になつていて、これが非常に大きなかかわります。

○吉井委員 そこで、五〇%の排熱にかかわつくるビルについてですが、一つは、ビルがどんどん林立すること自体どうするかという問題はあるにかかわつてくるもの、CO₂にかかるもの、同時にそのビル自身が放熱ということにかかわつてきますので、やはりこの点では、二〇〇二年の改正の省エネルギー法ではエネルギー使用量の多い事業者はすべて報告を求めるということになります。

そこで、経産省に伺つておきたいのですが、超高層ビルの場合、床面積は数万から數十萬平方メートルのビルができるわけですが、だから電力消費は極めて多いんですね。きちんと使用電力量を、企業ごととか、あるいは大きいビルですと特高受電で受け入れますからビル丸ごとですね、中に入つておられるテナントは別としても、ビル丸ごとでどれぐらい電力使用量があるのか、それを具体的にどういうふうに削減するかとか、きちんとつかまないことには手の打ちようがないと思うんですね。

○小林政府参考人 環境省でございます。今、吉井委員御指摘のとおりでございまして、私ども、熱汚染といいますか、大気の中に排熱なんかがたまつていくということについては、ちょうど大気汚染と同じでござりますので、いろいろなシミュレーションを行つております。今御指摘の点につきまして少し補足をさせていただきますと、私ども、仮に、東京二十三区の陸

地がすべて自然の土地であつて、半分は木が生えている、こういった状態がもともとの自然の状態だというふうに仮定をして上で、現状の大気の気温というものがどうやつて説明できるのかということで、シミュレーションをさせていただきました。

その結果が、今御指摘のとおりでございまして、一つは、エネルギー消費でその人工的な熱、私どもは人工顯熱と言つておりますが、こういったものがふえるということが温度上昇の半分ぐらいの説明要因になる。それからもう一つは、これも御指摘のとおりでござりますけれども、地表面が人工化して熱をためやすくなるというようなことが原因となりまして、対流顯熱と言つておりますけれども、これが増加する。これが大体説明力としては五割ぐらいという状況にあるというふうに認識をしてございます。

を伺います。

○小平政府参考人 現在の省エネ法におきましては、六百万キロワット以上の電気を使用しております工場、事業場に対しまして、省エネの自主的な取り組みを促すという観点から、毎年度、電気の使用量や電気の使用効率の改善状況等に関する定期報告を求めているということでございまして、使用状況については把握をしているということをございます。

○吉井委員 使用状況を把握しているわけですね。はい。

ところが、これはエネルギー管理指定工場ということで、ビルもみんな工場という形になつてゐるんですが、出していただきても、具体的にどちらが使っているかというのはさっぱりわからなっています。かつて、六〇年代から七〇年代、私なんか大阪の堺泉北コンビナートの方におきましたけれども、公害がひどくて健康被害者がたくさん出たときに、やはり企業ごとの総排出量規制ということでも、企業も随分努力されたんですよ。どれぐらい削減するかという目標も示す、努力する。そのこと自身が、排煙脱硫・脱硝装置の開発とか、日本の企業がいわば環境機器ではトップランナーと自負しておられるような新しい、それがビジネスになつて、前進もあつたわけですね。

私は、こういう点では、やはり具体的に大口使用者の個々の排出削減目標とか排出量の報告を求めて、達成状況を検証していく。これは公表しますと、市民からすると、ああ、あそこの企業はよく頑張っているなどよくわかるわけです。なかなか達成の悪いところは、これはやはり市民的な世論にさらされますから、社会的な責任からしても努力しようということに向かうわけですね。

ですから、この点では、大口使用者の個々の排出状況について、あるいはそれにかかわってくる電力使用量という形でもいいのですけれども、きちんと公表するということが大事だと思うのですが、これはやつていかれますね。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

今先生の御指摘、定期報告される電気の使用量について公表をさせるべきではないかという御指摘でございますけれども、この報告につきましては、現在の法律上、公表を前提として届け出をさせているということではございませんで、したがいまして、一律に個々の定期報告に記載をされております電気の使用量を公表することは適切ではないというふうに考えております。

他方、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法に基づきまして、定期報告に記載された電気の使用量について開示請求があつた場合等におきまして、定期報告の届け出を行つた事業者に対しまして意見照会を行つた上で、開示をすべきであるというふうに判断される場合には情報開示を行つこととしたしております。

なお、付言をいたしますと、今通常国会におきまして成立をいたしました地球温暖化対策の推進に関する法律温対法におきましては、エネルギー起源二酸化炭素を初めといたします温室効果ガスを一定以上排出する者に對しまして、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計、公表する制度を導入することといたします。これにより、改正後の省エネ法に基づき報告されましたエネル

ギー起源二酸化炭素の排出量が、温対法に基づき事業者ごとに公表されるということになるわけでござります。

○吉井委員 一般市民のプライバシーに近いものまで公表しろというようなあほなことを言つてゐるんじゃないのですよ。

実は、大臣、きのう参考人質疑のときに、日本経団連の山本さんにお聞きしたら、透明性、情報開示をきちっとやるんだと。の方では旭化成出身の方ですが、旭化成はきちんともうCO₂を幾ら出しているか公表しています、パンフレットもうこれからは、やはり個々の対策はよくても、企

業全体として総合の誤謬に陥っちゃいけないといふことも言っておられるのですよ。

実は、経産省のこれに関する、省エネに関する報告の中でも、個の対策から面の対策へというこ

とで、やはりこういうことは進めなきゃいけないと言つていてるときですから、その個の対策の入り口が報告できないというのは何とも情けない話で、別に、消費電力量が昔多かつたけれども、これだけ節電を図つてあるんですと、これを報告し

て、何のプライバシーにも何もかかわらないですよ。むしろ、企業としてこれだけ努力していま

すということのあかしにもなるわけですから、今の省エネ法は相手の了解を得ないと公表できない

の何のというようなそんな話じやなくて、やはり、それぞれの大口のところがみずからも努力する、

そのことを通じて全体が総排出量の規制につながっていくという点では、これはやはり大口のところはきちんと公表に踏み切るということが大事だと思うのです。

これは大臣の方のお考えで随分役所の中は変わついくと思うので、ぜひその立場で大臣に取り組んでいただきたい。答弁を求めます。

○小平政府参考人 お答え申し上げます。

それはその企業が、既にみずから公表をしてい実際には、この省エネ法におきましては、工場でござりますとか事業場、第一種、第二種の区分に応じましてそれぞれ報告をいただいておりますけれども、業種あるいは工場によりましては、使用電力量を公表することによりまして、実際にそれどころは、また物流がそこへ集中するわけなん

です。だから、四〇%自動車も多いわけですね。それから、これが、都庁ですと三十二・三倍も

ワットアワーぐらいのものから、小さいもので八

五・八キロワットアワー・パー・平方メーターと

いうことになるんですね、単位が。高層ビルの底地一平方メートル当たりだつたらどれくらいか

といたら、平均的電力消費量は示してもらつてありますので、これは例え六本木ヒルズなら六本木ヒルズ、東京都庁なら東京都庁で、総面積が出てくる。何階かはわかりますから、ワンフロアの面積が出てきますから、建坪で見たときの単位面積はすぐ出るわけですね。割り算しますと、いろ

いろありますけれども、大体百八十七・五キロワットアワーぐらいのものから、小さいもので八

十三・三キロワットアワーなんです。

だから、これは同じ面積でも、サンシャイン60の場合は家庭の十四・三倍ぐらい、単位面積当た

りです。そのビルでは、使用量はうんと多いん

○吉井委員 それは全く、被害だ何だというの

は、勝手な理屈をあなたが今考へてはいるだけで、だから私は大臣に決断してほしいと思うんだけれども。

例えば、都内の平均的民家の底地一平方メートル当たりの月平均電力消費量というのをエネ庁の方からデータをいただいて計算したんです。これは大体、平均二百九十を五十平米で割るから、

五・八キロワットアワー・パー・平方メーターと

わかるようにするというのが公開という意味で、

日本経団連の参考人の方が、透明性を高める、公開だと言っているときですか、ここはもう大臣の決断といいますか、お考えによつてくると思うんです。どうぞ。

○中川国務大臣 今御審議いただいておりますこの省エネ法、電力と熱、あるいはまた輸送の節約、あるいは建物の節約、あるいは国民的な消費者の御理解ということを積み上げていくくといふことが非常に大事だと思いますし、他方、今工エネ庁長官からもお話をありましたが確かに吉井委員も御指摘のように、プライバシー云々は十分配慮するんだという御指摘でございますから、そういう観点からどういうふうに実効性を上げていつたらいいのか。

経団連の方、申しわけございませんが、きのうの参考人質疑は、私、細かい内容を把握しておりませんけれども、産業界の皆さんともよく相談をしていくが、どういうふうにしていけば実効性が上がっていくか、目的が達成できるかということをこれからまた検討していかなければいけないといふふうに考えております。

○吉井委員 いろいろ検討される中の一つとして、やはり大事なことは、透明性を高める、情報を開示するともう経済界の方が言つておられるんですから、何か役所の方が先に心配して、被害がどうのこうのと妙なことを言つているばかりですから、ここは、検討していく中には、当然大口の公開を含めて検討するといふうに考えておいておいでですね。もう一遍そこだけ。

○中川国務大臣 実効性が上がるようきつと担保していくたいと思っています。

○吉井委員 それではどうも公開の担保にはならないんですが、それは、そのところをきちんとやらないと、冒頭に、総量規制ですね、排出量規制でやついくんだということは言つておられるあいまいでは物事は進まないということになります。それで、資料の一枚目をこちらいただきたいん

ですが、これは、再生可能エネルギーやらあるいはエネルギー利用の効率化などを含めて、今新しいエネルギーのあり方にについてずっと経産省の考えておられるものですが、右端の米印と下に書いたおきましたように、私の方に以前二〇〇〇年にいたいたいた資料が米印の一で、二、三は昨日いたいたております。

なお、マイクロ水力発電という表現を一応しておりますが、これは包蔵水力の方ですか、大規模な巨大ダムにして大規模な発電所にするか、あるいは分散型でマイクロ水力でやつていくかといふことなので、私は、マイクロ水力で考えた方が環境上もいいということで、こういう表現にしました。

物理的限界潜在量、合わせて九十六億四千七百二十八万キロワット、これはあくまでも可能性の話ですが、これは工エネ庁の方に、積み上げていったらこういうデータになると思いますが、確認をしておきます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

きょうお配りいただいております資料でございまますけれども、御引用がありました、平成十二年一月に開催されました総合エネルギー調査会新エネルギー部会というところで、物理的潜在限界量として「エネルギー部会」ということで、物理的潜在限界量として導入に必要な時間の長さとか社会的条件というものを一たん捨象して、単純な仮定ましまつたわけでござります。

これは、この可能性を認めながら、総合工エネ調査会報告などでは、いや、限界があるとか、限界があるのはわかつた上なんですが、問題は、可能性があるわけですから、いかにそのことに、技術開発に力を尽くすとか、それをやつていくことが本当に大事なことだと思ってるんですけどね。それが、昨日いたいたもので見ますと、合計すると十二兆四千九百五十一億キロワット時。だから、十四倍に可能性潜在量としては急増をしているわけです。

これは、この可能性を認めながら、総合工エネ調査会報告などでは、いや、限界があるとか、限界があるのはわかつた上なんですが、問題は、可能性があるわけですから、いかにそのことに、技術開発に力を尽くすとか、それをやつていくことが本当に大事なことだと思ってるんですけどね。それが、昨日いたいたもので見ますと、合計すると十二兆四千九百五十一億キロワット時。だから、十四倍に可能性潜在量としては急増をしているわけです。

○吉井委員 その後、新エネルギー部会ではこれ以降検討しておられませんけれども、もっと新しいデータはないんじゃないですが、そこそこきちんと代替をついたらこうなりますね。確認だけ」と呼ぶ)はい。

○中川国務大臣 実効性が上がるようきつと担保していくたいと思っています。

○吉井委員 それではどうも公開の担保にはならないんですが、それは、そのところをきちんとやらないと、冒頭に、総量規制ですね、排出量規制でやついくんだということは言つておられるあいまいでは物事は進まないということになります。それで、資料の一枚目をこちらいただきたいん

ですが、これは、再生可能エネルギーやらあるいはエネルギー利用の効率化などを含めて、今新しいエネルギーのあり方にについてずっと経産省の考えておられるものですが、右端の米印と下に書いたおきましたように、私の方に以前二〇〇〇年にいたいたいた資料が米印の一で、二、三は昨日いたいたおります。

なお、マイクロ水力発電という表現を一応しておきますが、これは包蔵水力の方ですか、大規模な巨大ダムにして大規模な発電所にするか、あるいは分散型でマイクロ水力でやつていくかといふことなので、私は、マイクロ水力で考えた方が環境上もいいということで、こういう表現にしました。

物理的限界潜在量、合わせて九十六億四千七百二十八万キロワット、これはあくまでも可能性の話ですが、これは工エネ庁の方に、積み上げていったらこういうデータになると思いますが、確認をしておきます。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

きょうお配りいただいております資料でございまますけれども、御引用がありました、平成十二年一月に開催されました総合エネルギー調査会新エネルギー部会というところで、物理的潜在限界量として「エネルギー部会」ということで、物理的潜在限界量として導入に必要な時間の長さとか社会的条件というものを一たん捨象して、単純な仮定ましまつたわけでござります。

これは、この可能性を認めながら、総合工エネ調査会報告などでは、いや、限界があるとか、限界があるのはわかつた上なんですが、問題は、可能性があるわけですから、いかにそのことに、技術開発に力を尽くすとか、それをやつていくことが本当に大事なことだと思ってるんですけどね。それが、昨日いたいたもので見ますと、合計すると十二兆四千九百五十一億キロワット時。だから、十四倍に可能性潜在量としては急増をしているわけです。

これは、この可能性を認めながら、総合工エネ調査会報告などでは、いや、限界があるとか、限界があるのはわかつた上なんですが、問題は、可能性があるわけですから、いかにそのことに、技術開発に力を尽くすとか、それをやつしていくことが本当に大事なことだと思ってるんですけどね。それが、昨日いたいたもので見ますと、合計すると十二兆四千九百五十一億キロワット時。だから、十四倍に可能性潜在量としては急増をしているわけです。

○吉井委員 その後、新エネルギー部会ではこれ以降検討しておられませんけれども、もっと新しいデータはないんじゃないですが、そこそこきちんと代替をついたらこうなりますね。確認だけ」と呼ぶ)はい。

○中川国務大臣 実効性が上がるようきつと担保していくたいと思っています。

○吉井委員 その後、新エネルギー部会ではこれ以降検討しておられませんけれども、もっと新しいデータはないんじゃないですが、そこそこきちんと代替をついたらこうなりますね。確認だけ」と呼ぶ)はい。

○中川国務大臣 御指摘のように、日本のエネルギー事情を考えますと、化石エネルギーからの過度な依存脱却ということは、ある意味ではエネルギー戦略の根本だと思っております。

そういう意味で、新エネあるいは再生可能エネルギーというものをもつともつと大いに活用して

いくことは、環境面も含めまして非常にプラスだと思っておりますので、こういう新エネのさらなる活用、日本は御承知のように割と低いんですね、ブラジルとかあるいはオーストラリアとかあるいはヨーロッパと。ですから、そういう意味で、もっともつとこういうものについて積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○吉井委員 それで、やはり一つは、世界の風力発電の設備容量を見たら、現状三千四百十五万キロワット。これが実は、二〇〇〇年一月に日本が物理的限界潜在量は三千五百万キロワットであるというふうに言つておったのと大体同じぐらいなんです。既に世界ではそこへ到達しているわけですね。その後、風力発電について、あのころは三千五百万キロワットと言つておったのが、今は十四億七千百七十六万キロワットだ、こういうふうに見ているわけですよ。日本でも可能性というのはうんと広がっているんです。

もちろん、当時は洋上風力はカウント外だとう前提でやっておりましたけれども、そつすると、世界の進み方から見ても、日本も随分可能性があるという自信を持つていいわけですから、やはりヨーロッパ並みに、まず数値目標、もっと高い目標を掲げて意欲的に取り組む。特に、これは経済産業省に一番かわる分野ですから、これは大臣がますそのお立場で、技術開発を含めて、あるいは普及を含めてやつていただくことが大事だと思うのですが、どうですか、数値目標をもつと高いものを立ててやるべきじゃないですか。

○中川国務大臣 数値目標を具体的に今持つているかというと持つていませんが、どんどん高めていきたいと思っています。

○吉井委員 それから、やはりヨーロッパでどうして進んでいったかというのは、いろいろ要因がありますけれども、その一つは電力会社に固定価格買い取り義務制度を課していったということ、これは欧米諸国では随分それは進んでいっているんですね。

日本は総括原価方式で、コストは全部電力料金にというふうに仕組みはできているわけですが、電力会社は逆に、営業費用がかかるのを嫌ががつてしまつて、それで買い取りを嫌がるんですね、枠を設けてしまつて。しかし、やはりここは、国として固定価格買い取り義務制度というものをきちんと確立して、そして、ではその財源をどうするかというのは後ほど私また触れたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、欧州諸国におきましては、固定電力価格買い取り制度を導入している国があることも事実でございます。一方、我が国におきましては、いわゆるRPS法ということでございまして、それは別の、電力会社ごとに導入の新エネルギーの義務量を定めるという別のやり方を探しておきましたところでございます。

そのいわゆるRPS法に基づきまして施行をしておるところでござりますけれども、このRPS法の三年目を迎えるので、RPS法のあり方につきましてまたいろいろな議論があろうかと思ひますけれども、私どもは、国会でお通しをいたしましたRPS法というやり方で、新エネルギーの電力分野における導入の促進に一層努めてまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○吉井委員 RPSといつても、新エネについての志そのものは低いというのが実態ですから、やはり物事は規制と誘導が大事ですから、誘導という面では、再生可能エネルギーの開発補助金と

か普及補助金とか、あるいは買い取りを行う電力会社にはメリットの生まれてくる取り扱い、別に私、電力会社を痛めつけてやろうなんというようないことを考へておるんじやないんですよ、それはそれで、その取り扱いをやはり誘導の面で考えていく。逆に、買い取り義務に違反するときには電力会社にはペナルティーを考えていくとか、やはり規制と誘導というものをきちんと組み合わせて、その中で固定価格買い取り義務制度、そのことによって再生可能エネルギーが本当に進んでいくと、なつかなこれは前進しないと思うんです。

○中川国務大臣 先ほども申し上げましたように、日本は化石燃料がほとんど自給できないないという状況の中で、省エネと、そしてまた環境面の配慮ということを大前提にしながら、これから新しいエネルギーをどういうふうにしていったらいいかということで、新エネ、省エネ等々を大いに、日本としては先端技術を持つておるという自信がございますので、日本だけではなくて、各國にもそういう技術移転をしながら世界に貢献をしていくことが日本の使命だというふうに考えております。

○吉井委員 まず、この潜在量は非常に大きい、だから、再生可能エネルギーについて志が低いんじゃ、本当にだめなんですよ。大きく持つてやるには、やはり数値目標をきちっと定めることと、市民や自治体がつくった電力を買い取るということをきちっとやっていくことを進めること。

最後に、その点では、日本はかなり財源の面では豊かに使つてきているんですよ。委員長とも一緒にいろいろな委員会でよくやりましたけれども、電源三法交付金で例えば年間大体千五百億ぐらい使われているんですが、こういう分野に使われていないんですね。それから、動燃事業団で今まで事業費として五兆六千億円使つてきているんですよ。「もんじゅ」関係で二兆円使つていいまだに芽が出ないんですね。こういうものを本当に再

生可能エネルギーに投じて大きな前進を図るということを政治的に決断していくことが、私は今、この法案を考える上でも一番大事な時期だと思います。

○吉井委員 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

○河上委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○吉井委員 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○吉井委員 まず、この潜在量は非常に大きい、だから、再生可能エネルギーについて志が低いんじゃ、本当にだめなんですよ。大きく持つてやるには、やはり数値目標をきちっと定めることと、市民や自治体がつくった電力を買い取るということをきちっとやっていくことを進めること。

最後に、その点では、日本はかなり財源の面では豊かに使つてきているんですよ。委員長とも一緒にいろいろな委員会でよくやりましたけれども、電源三法交付金で例えば年間大体千五百億ぐらい使われているんですが、こういう分野に使われていないんですね。それから、動燃事業団で今まで事業費として五兆六千億円使つてきているんですよ。「もんじゅ」関係で二兆円使つていいまだに芽が出ないんですね。こういうものを本当に再

平成十七年六月二十三日印刷

平成十七年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局